

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

(第 1 面)

産業廃棄物処理計画書

令和6年 6月 12日

大津市長 殿

提出者

住所 滋賀県大津市晴嵐一丁目16番1号

氏 名 日本精工株式会社 大津工場
執行役員 工場長 宇野 克彦

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 077-537-1600 (代)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日本精工株式会社 大津工場
事業場の所在地	滋賀県大津市晴嵐一丁目16番1号
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

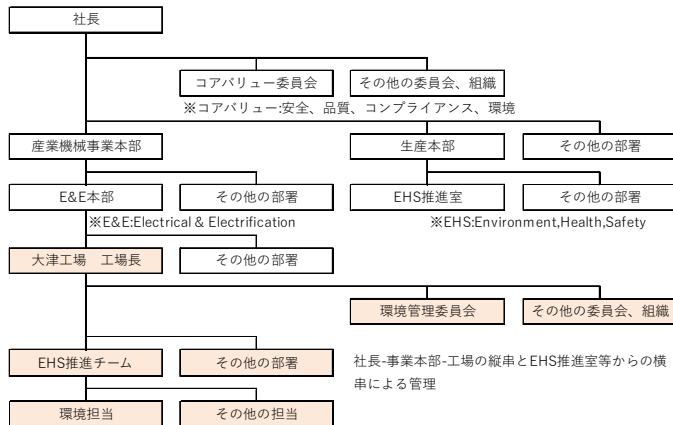
① 事業の種類	はん用機械器具製造業
② 事業の規模	生産高：約223億円（令和5年度）
③ 従業員数	634名（令和6年3月末）
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙のとおり		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙のとおり		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙のとおり
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙のとおり

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 別紙のとおり		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 別紙のとおり		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 別紙のとおり		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 別紙のとおり		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 別紙のとおり		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 別紙のとおり		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） 別紙のとおり		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙のとおり		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1 産業廃棄物の一連の処理の工程

工程				廃棄物種類	発生する廃棄物	保管方法	委託内容	委託方法	委託先最終処分方法
熱処理	研削	組立・完成	その他						
		○		01.汚泥	粗仕上濾過機汚泥	ドラム缶	産廃委託	ユニック車で回収	セメント原燃料または路盤材化
○	○	○		01.汚泥	設備清掃汚泥	-(清掃時に発生)	産廃委託	パワー車で回収	セメント原燃料または路盤材化
		○		01.汚泥	洗浄油濾過機汚泥	鉄箱、ドラム缶	産廃委託	ユニック車で回収	セメント原燃料または路盤材化
○	○	○		01.汚泥	タンク・ビッド汚泥	-(清掃時に発生)	産廃委託	パワー車で回収	セメント原燃料または路盤材化
	○			01.汚泥	超仕上濾過機汚泥	鉄箱、ドラム缶	産廃委託	ユニック車で回収	セメント原燃料または路盤材化
○				01.汚泥	ビッド汚泥	-(清掃時に発生)	産廃委託	パワー車で回収	セメント原燃料または路盤材化
○				01.汚泥	表面処理汚泥	ドラム缶	産廃委託	ユニック車で回収	セメント原燃料または路盤材化
	○			02.廃油	研削液	廃液ビッド、タンク(更液時)	産廃委託	ローリー車またはパワー車で回収	河川放流またはセメント原燃料化
○	○	○	○	02.廃油	作動油	廃液ビッド、タンク(更液時)	産廃委託	ローリー車またはパワー車で回収	河川放流またはセメント原燃料化
○	○	○	○	02.廃油	清掃廃液	廃液ビッド	産廃委託	ローリー車またはパワー車で回収	河川放流またはセメント原燃料化
○		○		02.廃油	洗浄液	洗浄液ビッド、廃液ビッド	産廃委託	ローリー車またはパワー車で回収	河川放流またはセメント原燃料化
		○	○	02.廃油	廃グリス	ドラム缶	産廃委託	ユニック車で回収	セメント原燃料化
	○	○		02.廃油	濾過廃液	廃液ビッド	産廃委託	ローリー車またはパワー車で回収	河川放流またはセメント原燃料化
	○			02.廃油	研削油	廃液ビッド、タンク(更液時)	有価物	ローリー車またはパワー車で回収	河川放流またはセメント原燃料化
○		○		02.廃油	洗浄油	ドラム缶、タンク(更液時)	有価物	ローリー車またはトラックで回収	再生油化
○	○	○	○	02.廃油	防錆油	ドラム缶、タンク(更液時)	有価物	ローリー車またはトラックで回収	再生油化
○				02.廃油	焼入油	-(更液時に発生)	有価物	ローリー車で回収	再生油化
			○	03.廃プラスチック類	作業服、保護具	置場バラ置き	産廃委託	トラックで回収	燃料化
○	○	○	○	03.廃プラスチック類	設備、治工具、電気機器類	専用箱、置場バラ置き	産廃委託	コンテナ車、トラックで回収	燃料化
○				03.廃プラスチック類	耐熱材	-(更新時に発生)	産廃委託	トラックで回収	セメント原料または路盤材化
		○	○	03.廃プラスチック類	不良品	不良品置場(箱)	産廃委託	コンテナ車、トラックで回収	燃料化
○	○	○	○	03.廃プラスチック類	防錆用品	専用箱、置場バラ置き	産廃委託	コンテナ車、トラックで回収	燃料化
○	○	○	○	03.廃プラスチック類	包装、容器類	専用箱、置場バラ置き	産廃委託	コンテナ車、トラックで回収	燃料化
○	○	○	○	03.廃プラスチック類	廃ベッキ(固形)	一斗缶	特産産廃委託	トラックで回収	埋立、セメント原料または路盤材化
○	○	○	○	03.廃プラスチック類	通い箱(一部)	置場バラ置き	産廃委託(運搬のみ)	トラックで回収	原料化
			○	03.廃プラスチック類	作業服(一部)	置場バラ置き	有価物	トラックで回収	原料化
○	○	○	○	04.木くず	パレット類	置場バラ置き	産廃委託	トラックで回収	木質ペレット化
○	○	○		05.金属くず	電池類	ベール缶	産廃委託	トラックで回収	原料化
○	○	○		05.金属くず	空缶類	専用箱、置場バラ置き	産廃委託(運搬のみ)	トラックで回収	原料化
○	○	○	○	05.金属くず	設備、治工具類	専用箱、置場バラ置き	有価物	トラックで回収	原料化
○	○	○	○	05.金属くず	不良品	不良品置場(箱)	有価物	トラックで回収	製鉄メーカーで再資源化
	○			05.金属くず	研削くず(固形化)	フレコンバック	有価物	トラックで回収	製鉄メーカーで再資源化
○	○	○	○	05.金属くず	ドラム缶	ドラム缶置場	有価物	トラックで回収	再生し再利用
			○	06.ガラスくず	ガラス瓶	ドラム缶	産廃委託	コンテナ車、トラックで回収	原料化
○				06.陶磁器くず	耐熱煉瓦	フレコンバック、ドラム缶	産廃委託	トラックで回収	セメント原料または路盤材化
	○			06.陶磁器くず	廃砥石	フレコンバック、ドラム缶	産廃委託	トラックで回収	セメント原料または路盤材化
○	○	○	○	07.がれき類	破損した建屋部材	フレコンバック	産廃委託	トラックで回収	セメント原料または路盤材化
	○	○		08.複合材(廃油・プラ)	フィルター	ドラム缶	産廃委託	トラックで回収	セメント原料または路盤材化
○	○	○	○	09.照明機器	蛍光灯、LED灯	専用コンテナ	産廃委託	トラックで回収	再資源化
○	○	○	○	10.混合廃棄物	OA機器、電機機器類、オフィス什器類	フレコンバック、置場バラ置き	産廃委託	トラックで回収	再資源化